

收受年月日	議長	事務局長	書記
2012.12.13	大綱	喜	根本
第 11X 号			

発議第 5 号

塙町議會議長 大綱 武夫 様



平成 30 年 12 月 13 日

提出者

塙町議會議員

鈴木茂

賛成者

塙町議會議員

鈴木安次

塙町議會議員

鈴木義一

塙町議會議員

鈴木孝則

塙町議會議員

吉田克則

塙町議會議員

宮広樹

塙町議會委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び塙町議會會議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

提案理由

塙町議會議員定数条例の一部改正に伴い、経済常任委員会及び予算決算常任委員会の委員定数をそれぞれ 1 名減する。

塙町議会委員会条例の一部を改正する条例

塙町議会委員会条例(昭和 62 年塙町条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 通則(第 1 条—第 12 条)	第 1 章 通則(第 1 条—第 12 条)
第 2 章 会議及び規律(第 13 条—第 20 条)	第 2 章 会議及び規律(第 13 条—第 20 条)
第 3 章 公聴会(第 21 条—第 26 条)	第 3 章 公聴会(第 21 条—第 26 条)
第 4 章 参考人(第 26 条の 2)	第 4 章 参考人(第 26 条の 2)
第 5 章 記録(第 27 条)	第 5 章 記録(第 27 条)
第 6 章 補則(第 28 条)	第 6 章 補則(第 28 条)
附則	附則
本則	本則
第 1 章 通則 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	第 1 章 通則 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 経済常任委員会 <u>6人</u> まち振興課、まち整備課、生活環境課及び農業委員会の所管に属する事項 (3) (略) (4) 予算決算常任委員会 <u>12人</u> 予算、決算に関する事項	第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 経済常任委員会 <u>7人</u> まち振興課、まち整備課、生活環境課及び農業委員会の所管に属する事項 (3) (略) (4) 予算決算常任委員会 <u>13人</u> 予算、決算に関する事項

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めて行う一般選挙により塙町議会の議員になった者の任期の初日から施行する。